

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会評議員・役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員・役員等の報酬及び費用弁償等（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、顧問、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員等（会長及び常務理事を除く。）が、その職務のため、評議員会、理事会及びその他法人の運営に関する業務に出席したときは、報酬として日額9,800円を支給する。

2 会長及び常務理事については、次に定める額を支給し、任期満了、辞職等により会長及び常務理事でなくなったときは、その日までの報酬を支給する。

(1) 会長 月額150,000円

(2) 常務理事 月額424,400円

3 会長及び常務理事が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員及び役員等が、その職務のため、評議員会、理事会及びその他法人の運営に関する業務に出席したときは、法人旅費規程に規定する旅費を支給する。

(通勤手当)

第5条 常務理事が通勤等のために交通機関を利用し、かつその運賃等を負担することを常例とするときは、法人給与規程に規定する通勤手当を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。